



平成 21 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 コニカミノルタホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代表執行役社長 松崎 正年
 (コード番号 4902 東証・大証第 1 部)
 問 合 せ 先 広報・ブランド推進部長 高橋 雅行
 TEL (03) 6250-2100

(訂正) 「平成 21 年 3 月期 決算短信」の一部訂正について

平成 21 年 5 月 14 日に発表いたしました「平成 21 年 3 月期 決算短信」に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には__線を付して表示しております。

記

<訂正 1 >

4. 【連結財務諸表】

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (20 ページ)

(リース取引に関する会計基準等の適用)

【訂正前】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号 (平成 5 年 6 月 17 日 (企業審議会第一部会)、平成 19 年 3 月 30 日改正)) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号 (平成 6 年 1 月 18 日 (日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成 19 年 3 月 30 日改正)) を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【訂正後】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号 (平成 5 年 6 月 17 日 (企業会計審議会第一部会)、平成 19 年 3 月 30 日改正)) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号 (平成 6 年 1 月 18 日 (日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成 19 年 3 月 30 日改正)) を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

<訂正 2 >

4. 【連結財務諸表】

(8) 連結財務諸表に関する注記事項

<有価証券関係> (27 ページ)

当連結会計年度 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

【訂正前】

(単位：百万円)

種 類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式 5,255 (2) 債券 — (3) その他 8 小 計 5,264	6,791 — 8 6,800	1,536 — 0 1,536
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式 10,964 (2) 債券 — (3) その他 8 小 計 10,973	8,062 — 6 8,069	△2,902 — △1 △2,904
合 計	16,237	14,869	△1,367

【訂正後】

(単位：百万円)

種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式 7,287 (2) 債券 — (3) その他 8 小 計 7,295	8,823 — 8 8,832	1,536 — 0 1,536
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式 8,426 (2) 債券 — (3) その他 8 小 計 8,435	6,031 — 6 6,037	△2,395 — △1 △2,397
合 計	15,730	14,869	△861

<訂正3>

5. 【個別財務諸表】

(6) 重要な会計方針の変更 (38 ページ)

(リース取引に関する会計基準等の適用)

【訂正前】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【訂正後】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

以 上